

1 他の公費【自立支援医療（公費番号：15、16、21）、小児慢性（公費番号：52）、難病医療（公費番号：54）等】との併用について

ひとり親家庭等医療費等助成事業は、他の公費の適用がある場合は他の公費が優先となり、他の公費において一部負担金の上限額が設定されている場合のひとり親家庭等医療費等助成の自己負担金の徴収については、以下のとおりとなります。

【例①】

更生医療（一部負担金月額上限：5,000円）及びひとり親家庭等医療費等助成の併用

- 同一保険医療機関
- 一部負担金1割負担（更生医療受給者であるため）
- ひとり親家庭等医療費等助成自己負担金：300円

月の通院回数	医療費	一部負担金	自己負担金	ひとり親家庭等医療費等助成額
1回目	10,000円	1,000円	300円	700円
2回目	10,000円	1,000円	300円	700円
3回目	10,000円	1,000円	300円	700円
4回目	10,000円	1,000円	300円	700円
5回目	10,000円	1,000円	300円	700円
6回目	10,000円	0円	0円	0円
7回目	10,000円	0円	0円	0円
8回目	10,000円	0円	0円	0円
計	80,000円	5,000円	1,500円	3,500円

例①の場合、5回目で更生医療の一部負担金月額上限の5,000円に達するため、6回目以降は、更生医療の一部負担金及びひとり親家庭等医療費等助成の自己負担金ともに0円になります。

【例②】

小児慢性（一部負担金月額上限：10,000円）及びひとり親家庭等医療費等助成の併用

- 同一保険医療機関
- 一部負担金2割負担（小児慢性受給者であるため）
- ひとり親家庭等医療費等助成自己負担金：300円

月の通院回数	医療費	一部負担金	自己負担金	ひとり親家庭等医療費等助成額
1回目	9,750円	1,950円	300円	1,650円
2回目	9,750円	1,950円	300円	1,650円
3回目	9,750円	1,950円	300円	1,650円
4回目	9,750円	1,950円	300円	1,650円
5回目	9,750円	1,950円	300円	1,650円
6回目	9,750円	250円	250円	0円
7回目	9,750円	0円	0円	0円
8回目	9,750円	0円	0円	0円
計	78,000円	10,000円	1,750円	8,250円

例②の場合、6回目で小児慢性の一部負担金月額上限の10,000円に達し、6回目の一部負担金は上限残額の250円となり、一部負担金250円はひとり親家庭等医療費等助成の自己負担金300円を下回っているため、徴収する自己負担金額は250円となります。

また、7回目以降は、例①と同様に、小児慢性の一部負担金及びひとり親家庭等医療費等助成の自己負担金ともに0円となります。

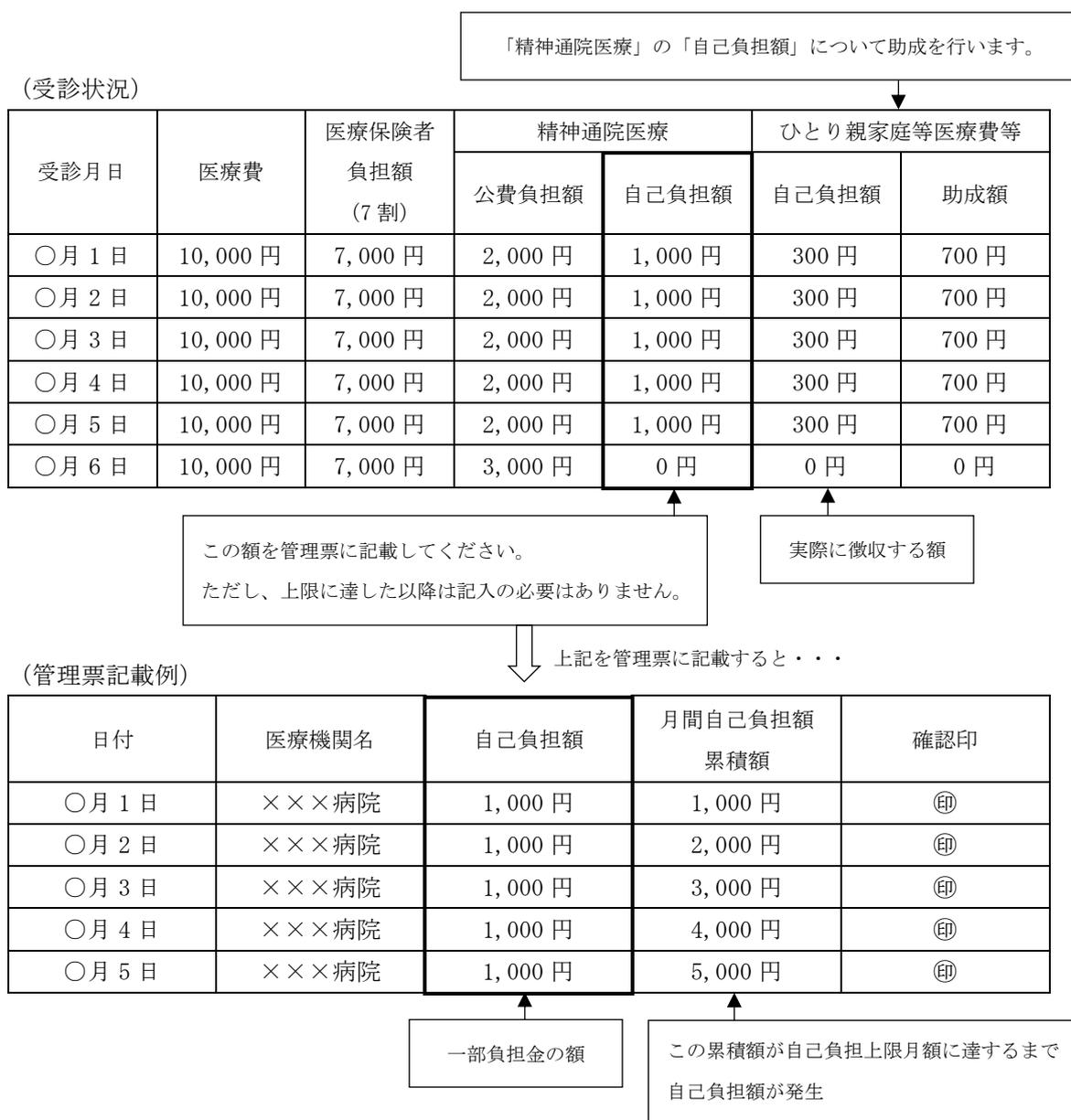
2 他の公費【自立支援医療（公費番号：15、16、21）、小児慢性（公費番号：52）、難病医療（公費番号：54）等】とひとり親家庭等医療費等助成の併用に係る負担上限月額管理票の記載方法について

自立支援医療等において負担上限月額が設定された者については管理票が交付され、医療機関は受給者から徴収した自己負担額及び当月中の自己負担額累積等を記載することとなっています。

医療保険及びひとり親家庭等医療費等助成との3者併用の場合、管理票に記載する自己負担額は、徴収したひとり親家庭等医療費等助成の自己負担金ではなく、自立支援医療等の一部負担金の額を記載するようにしてください。

【例】

精神通院医療（一部負担金月額上限：5,000円）及びひとり親家庭等医療費等助成の併用



3 他の公費との併用がなく、ひとり親家庭等医療費等助成のみ使用し、高額療養費に該当する場合について

他の公費との併用がなく、ひとり親家庭等医療費等助成のみ使用し、高額療養費に該当する場合のひとり親家庭等医療費等助成の自己負担金の徴収については、以下のとおりとなります。

【例】

ひとり親家庭等医療費等助成のみの使用

- 同一保険医療機関
- 一部負担金3割負担
- ひとり親家庭等医療費等助成自己負担金：300円
- 70歳未満・所得区分ウ

※自己負担限度額：(350,000円 - 267,000円) × 0.01 + 80,100円 = 80,930円

月の通院（入院）回数（日数）	医療費	医療保険者負担額	一部負担金	自己負担金	ひとり親家庭等医療費等助成額
1回（日）目	50,000円	35,000円	—	300円	—
2回（日）目	50,000円	35,000円		300円	
3回（日）目	50,000円	35,000円		300円	
4回（日）目	50,000円	35,000円		300円	
5回（日）目	50,000円	35,000円		300円	
6回（日）目	50,000円	35,000円		300円	
7回（日）目	50,000円	35,000円		300円	
計	350,000円	245,000円	80,930円	2,100円	78,830円

※医療保険者負担高額療養費：350,000円 - (245,000円 + 80,930円) = 24,070円

他の公費との併用がなく、ひとり親家庭等医療費等助成のみ使用し、高額療養費に該当する場合については、他の公費との併用の場合とは異なり、原則どおり通院1回、入院1日につき300円を徴収することになります。

この考え方は、所得区分に関わらず同様となります。

※県外国保組合に加入している70歳未満の方で、限度額適用認定証の提示がなかった場合は、徴収額が変わりますのでご注意ください。

4 特定疾病療養費（通称：マル長）とひとり親家庭等医療費等助成との併用について

特定疾病療養費（通称：マル長）とひとり親家庭等医療費等助成との併用の場合も、「併用レセプトでの処理」、「一部負担金の上限額及び自己負担金の徴収に係る考え方」は自立支援医療等と同様となります。

なお、併用レセプトの記載方法については、受給者ごとに異なる可能性があるため、記載方法について不明な点がある場合は、その都度、医療機関等から審査支払機関に問合せしてください。